

本部 20200014号
令和2年6月18日

ご家族様 ご関係者様 各位

社会福祉法人 梅香会
理事長 重城 明男

新型コロナウイルス等感染症対策に係る面会制限の段階的解除について（お知らせ）

常日頃より、当法人各施設（矢那梅の香園・いわね潮の香園）の運営等に際しまして、格別なご支援賜り、心より感謝申し上げます。

当法人各施設（矢那梅の香園・いわね潮の香園）では、令和2年2月25日より、新型コロナウイルス等感染症対策に係る「面会制限」を実施させて頂いてきたところではございますが、令和2年5月25日以降の「緊急事態宣言解除後」の感染状況の動静や、当法人も加盟している全国の社会福祉法人等の団体組織でもある、「公益社団法人全国老人福祉施設協議会」からのガイドライン等も考慮し、下記のとおり、面会制限について段階的ではありますが、解除させて頂きますのでお知らせします。なお、面会に際しては、別紙、「面会者健康等チェックシート」等の記入についてその面会の条件とさせて頂き、場合によっては面会できない場合もございますので、予めご了承下さい。また、当法人各施設（矢那梅の香園・いわね潮の香園）では、引き続き、パソコンやスマートフォン等を用いた「WEB面会」についても行っておりますので、併せてご活用頂けましたら幸いです。

当法人では、今後も感染症予防に努め、ご入居者様が「安心してお過ごし頂ける」施設運営に取り組んで参りますので、何卒、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 面会制限解除日 | <u>令和2年7月10日（金）</u> |
| 2 | ご注意頂きたい事項 | ① 面会時は、別紙（裏面参照）の「面会者健康等チェックシート」について記入を行って頂きます。
② マスクはご自宅等からご持参願います。
③ 各施設での面会場所は指定させて頂くことがございますので予めご了承願います。 |

ご質問やご不明な点等ございましたら、下記、お問い合わせ先までお気軽にご連絡下さい。

（お問い合わせ先）	矢那梅の香園	TEL：0438-52-3222
	いわね潮の香園	TEL：0438-53-8417

(別紙)

面会者健康等チェックシート
(ひとつでも該当がある場合は面会についてはご遠慮願います)

- 発熱している (ある・なし 本日の体温 °C)
- 過去2週間以内に熱があった (ある・なし)
- だるい (ある・なし)
- 気持ち悪い・吐き気がある (ある・なし)
- 過去1週間以内に嘔吐した (ある・なし)
- のどが痛い (ある・なし)
- 下痢をしている (ある・なし)
- くしゃみ、鼻水がある (ある・なし)
- 目が赤い、または結膜炎がある (ある・なし)
- 1ヶ月以内に始まった咳がある (ある・なし)
- 1ヶ月以内に始まった匂いにくさがある (ある・なし)
- 1ヶ月以内に始まった味の感じにくさがある (ある・なし)
- 同居している人が発熱している (ある・なし)
- 直近2週間の海外渡航歴 (ある・なし)
- 直近2週間、海外渡航歴のある方や新型コロナウイルス感染者との接触 (ある・なし)
- 直近2週間、新型コロナウイルスの濃厚接触者と疑われる方との接触 (ある・なし)
- 面会時のマスク着用・うがい・手洗いの実施 (O・X)

上記、「面会者健康等チェックシート」内容に相違ありません。

令和 年 月 日

面会者等氏名

住 所

連絡先

いわゆる「新しい生活様式」に関する留意点について（改訂その1）

5. 2035

- 新型コロナウイルス感染症専門家会議が示している基本的対処方針に準じて、引き続き警戒が必要。
- 面会については、一部の地域を除いて、感染発生防止に最大限努力、場所、回数、時間、面会人数を限定する等の工夫により、実施することが考えられる。

「...」…一定の緩和範囲
 専門家会議提唱の 3段階
 6/18 7/9 7/31

厚労省の取扱い (5/29時点)		6/18	7/9	7/31
1. 介護業務における感染防止の取組		<ul style="list-style-type: none"> • 継続して介護保険最新情報vol.808に準じて対応 • 継続して介護保険最新情報vol.808に準じて対応 • 休憩室等におけるクラスター発生等に注意 	<ul style="list-style-type: none"> • 状況により県外からの人の移動も可能 ※ デイサービス等の利用制限は「三つの密」の回避、マスクの着用、手指衛生の徹底等を大前提に徐々に制限を解除する ※ 別途専門家による外出自粛緩和の検討がなされる場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 状況により「それ以外」地域と同様に対応
2. 利用者の感染可能性の確認や利用制限	5 都道府県 それ以外	<ul style="list-style-type: none"> • 5 都道府県の移動は行わない • 県内移動を原則 	<ul style="list-style-type: none"> • 状況により県外からの人の移動も可能 ※ 5 都道府県は県内移動を原則 	<ul style="list-style-type: none"> • 状況により、県外からの人の移動も可能 ※ ライプバー等避ける。「三つの密」回避、マスクの着用、手指衛生の徹底 ※ 別途専門家による外出自粛緩和の検討がなされる場合もある
3. 職員の行動等 <small>* 専門家会議対処方針より1段階遅らせて対応</small>	5 都道府県 それ以外	<ul style="list-style-type: none"> • 5 都道府県の移動は行わない 	<ul style="list-style-type: none"> • 5 都道府県は県内移動を原則 	<ul style="list-style-type: none"> • 状況により、県外からの人の移動も可能
4. 家族等との面会 <small>* 別途、都道府県知事等の要請や指針があれば、それに依る</small>	5 都道府県 8 府県 それ以外	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として看取りに限り面会を認める • 原則として看取りに限り面会を認める 	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として看取りに限り面会を認めることが考えられる • 状況により、看取りではない方も一定の条件のもと面会を可能とする 	<ul style="list-style-type: none"> • 状況により、看取りではない方も一定の条件のもと面会を可能とする ※ 状況により「それ以外」地域と同様に対応
5 都道府県：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道 8 府県：福岡県、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県		<ul style="list-style-type: none"> • 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者、濃厚接触者との接触がないこと、面会者健康チェックシートの全てに該当していないこと等の要件を満たす場合に限り、面会を可能とする 		